

## 審 査 基 準

令和7年3月21日作成

法 令 名：道路交通法施行規則
根 拠 条 項：第30条の11第1項
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の再交付
原権者（委任先）：秋田県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第30条の11第2項（運転経歴証明書の再交付の申請）
審 査 基 準：  （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：再交付の申請が当該申請に係る運転経歴証明書を交付した都道府県公安委員会に対して行われた場合にあっては、当該申請の当日中（警察署等において申請が行われた場合については、各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。）
申 請 先：警察本部交通部運転免許センター又は住所地を管轄する警察署の交通窓口
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通部運転免許センター 管理第一係 （電話 018-863-1111 内線 735-221）
備 考：